



そらいろ通信 4月

社内に笑顔を咲かせましょう

◆業務ご案内◆

- ・労務管理・年金等のご相談
- ・給与計算・年末調整
- ・就業規則・諸規程のご相談・作成
- ・人事・賃金制度に関するご提案
- ・労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- ・労災に関するご相談・請求手続き



春爛漫かと思えば冬物のコートを着てみたりと、寒暖の差が激しい毎日です。皆さまいかがお過ごしでしょうか。先月号で“ほめる”の話題でしたが、今月も同じ“ほめる”話題、ただし、ほめる対象は“旦那さま”です!?

●元コピーライター谷口祥子さんによる 夫をのばすほめ言葉●

その1. 夫が意見を求めてきたとき。

→それ、私はいい(よくない)と思うなあ。

(アドバイスをせず、個人的な意見や感想だけを述べる。)

その2. 家事などを手伝ってくれたとき。

→さすが男ね~!

(男はリーダーシップや包容力があることを認められるのがステータス)

その3. ○○することはすごい、と言うより

→どうやったらそんなふうになれるの?

(質問スタイルにすると、言われて気持ちがよくなる。)

さて、実践された奥さま方、効果はいかがでしたでしょうか?



雇用保険料率が変わります



平成22年4月1日より、22年度の雇用保険料率が変わります。4月分の給与から、下記のとおりに変更してください。

	本人負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

★これで完璧！ 4月の事務



☆協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率が変わります☆

中小企業が加入する協会けんぽ（全国健康保険協会）の保険料率が、3月分から変わっています。健康保険料率は、各都道府県ごとに異なります。合わせて介護保険料率も変わっています。給与から天引きする保険料は、原則として4月中に支払う給与から変更します。

滋賀、京都：9.33% 大阪：9.38% 奈良：9.35% 和歌山：9.37%
兵庫：9.36%
介護保険料率：1.5

☆源泉徴収税額、特別徴収税額の納付☆

3月分の所得税の源泉徴収税額、住民税の特別徴収税額を、4月12日までに納付。

☆社会保険料、児童手当拠出金の納付☆

3月分の社会保険料・児童手当拠出金を 4月30日までに納付。

☆2月決算法人の確定申告と納税☆

2月決算法人の確定申告と納税、8月決算法人の中間（予定）申告と納税がともに 4月中の決算応答日までです。

☆入社、退職の手続き☆

この時期、入社、退職する社員が増えます。各官公庁も混みますので、スケジュールには余裕をもって進めていきましょう。



理想の上司！？

明治安田生命保険が3月25日にまとめた今晴入社予定の新入社員を対象としたアンケート調査によると、

●男性上司

1. 関根勤（タレント）
2. 山口智充（タレント）
3. 唐沢寿明（俳優）

●女性上司

1. 天海祐希（女優）
2. 真矢みき（女優）
3. 江角マキ子（女優）

男性上司のキーワードは「親しみやすさ」、女性上司のキーワードは「頼もしさ」だそうです。

履歴書のウソを見抜く!?

以前は求人広告を出しても思うように応募がなかったのが、この厳しい経済情勢のなか、応募が殺到する会社もあるようです。本来なら応募者全員に対して面接を行って採否の判断をするべきですが、そんな時間も取れません。そこで、応募者を絞り込むための書類選考をするわけですが、実際には何を基準に選んだらよいのか、今一つよくわからないことも多いでしょう。そこで今回は、履歴書に記載された内容から判断できるいくつかのポイントをご紹介しますと思います。ただし、あくまで“可能性がある”“可能性が高い”という点をご了承ください。

●提出された履歴書が汚れている。

⇒繊細さに欠けている。応募意欲が低い。入社への熱意に欠ける。

●修正液・修正テープが使われている。

⇒仕事が雑。ビジネスマナーを心得ていない。

●学歴や職務経歴で、学校名や会社名が正式名称でかかれていない（略して書いてある）。

⇒正式な文書として提出するという意識に欠け、求職意識が低い。ビジネス文書としての知識がなく、文書作成能力が劣っている。

●入学、卒業年度が間違っている。

⇒注意力・計算力の劣り。学歴が誤った年度であると、職歴の在籍期間も疑わしくなってくる。（生まれた年から、中学入学…13年加算、高校入学…16年加算、大学入学…19年加算）

●10年間に3社以上転職しており、退職理由がすべて「一身上の都合」と書かれている。

⇒どの職場でも馴染めない。もっと自分に合う会社があるはずだと考え、転職を繰り返している。会社が何か与えてくれると考え、受身で仕事をしてきた。

●学歴や職務経歴に6ヶ月以上の不明なブランクがある。

⇒ブランク期間中に求職活動をしてきたが、どの企業にも採用されなかった。採用されたがすぐにやめてしまった。前職をうつ病などで退職し、治療を受けていた。失業給付を受けている期間、積極的に求職活動をしなかった。数年間にわたって職務経歴がない場合は、短期間で戦力として使えるようになるかどうかの見極めも必要。

●多彩な趣味が記載されている。

⇒ライフスタイルが趣味中心である可能性が高く、プライベート優先で業務に支障を与える可能性がある。仕事でアピールする材料がなかったり、仕事から逃避していたりする。

いきいきした会社づくりをお手伝い

羽渕貴久子社会保険労務士事務所

社会保険労務士 羽渕貴久子

TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554

E-MAIL habuchi@sky.memail.jp

URL <http://ikiiki30.com/>

